

令和6年度

市議会議員の資産等報告書審査意見書

令和6年11月25日
周南市政治倫理審査会

1 資産等報告書等の提出状況等

周南市政治倫理条例（平成28年周南市条例第32号）第7条では、その任期開始の日において有する土地、建物その他の資産等について記載した報告書（以下「資産等報告書」という。）を作成し、市議会議長に提出することを定めている。

市議会議長に提出された市議会議員30人の資産等報告書及び証明書類の写しは、周南市政治倫理条例第9条の規定により、令和6年10月10日に市議会議長から市長に送付され、市長から10月15日付けで周南市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に送付され、調査及び審査の求めがあった。

なお、資産等報告書の他に今年度作成すべき市議会議員の資産等報告書等は、所得等報告書及び関連会社等報告書であるが、これらはすでに調査及び審査は終了し、市民の閲覧に供している。

2 審査の概要

(1) 審査会の会議

ア 日時 令和6年11月12日（火）14時00分～15時15分

イ 会場 周南市役所 本庁舎5階 委員会室2

(2) 資産等報告書の審査

審査会の会議を円滑に進めるため、審査会の開催前に事務局（周南市総務部法務コンプライアンス課）から資産等報告書及び証明書類の写しを審査会委員に配付した。

資産等報告書の審査については、資産等報告書に記載されている内容と証明書類の突き合わせ、及び証明書類の信頼性・十分性を中心に書面審査を行った。

3 審査結果

審査の結果、資産等報告書の内容については、おおむね適正に記載されており証明書類とも符合していた。